

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

発行者情報

2025年12月26日

株式会社アップルパーク

(Apple Park, C.O., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 山中 直樹

【本店の所在の場所】

東京都北区赤羽一丁目52番10号

【電話番号】

03-3901-6199

【事務連絡者氏名】

取締役 上野 篤資

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社アップルパーク

<https://www.applepark.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

# 第一部【企業情報】

## 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期（中間）	第35期（中間）	第33期	第34期
決算年月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	2,675,671	2,910,477	5,070,445	5,464,875
経常利益 (千円)	316,280	403,373	601,459	639,297
中間（当期）純利益 (千円)	209,959	274,246	386,799	459,327
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	–	–	–	–
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)				
普通株式 (千円)	1,334,000	1,334,000	1,334,000	1,334,000
純資産額 (千円)	1,093,090	1,569,095	933,694	1,342,219
総資産額 (千円)	4,450,513	5,083,884	3,873,644	4,539,632
1株当たり純資産額 (円)	819.41	1,174.65	699.92	1,006.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	–	–	37.48 (–)	37.48 (–)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	157.39	205.58	320.71	344.32
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	–	–	–	–
自己資本比率 (%)	24.6	30.8	24.1	29.6
自己資本利益率 (%)	20.7	18.9	52.3	40.4
株価収益率 (倍)	12.6	9.6	6.2	5.8
配当性向 (%)	–	–	11.7	10.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	314,882	418,177	686,927	791,798
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 273,083	△ 67,970	△ 343,468	△ 726,619
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	373,135	135,780	126,209	27,249
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	2,402,803	2,566,284	1,987,869	2,080,297
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	101 (5)	106 (19)	93 (2)	95 (13)

(注)1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

4. 第33期、第34期（中間）および第34期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第35期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第34期（中間）、第34期および第35期（中間）の株価収益率については、期中の売買実績はなく該当株価がないため記載しておりません。

め、中間決算日前直近の日における株価を用いて算定しております。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
106 (19)	32.0	4.7	5,390

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社の事業は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と管理運営に関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間のわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調が続いております。一方で米国の通商政策の不確実性、長期化する地政学的リスクによる原材料・エネルギー価格の高止まりや物価の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

駐車場業界においては、慢性的な駐車場不足や観光需要を背景に、商業地や観光地を中心に駐車場の稼働が堅調に推移しました。一方で駐車場運営事業者各社は、2026年3月に控える3G通信サービスの終了に伴う通信端末や決済端末等の機器の入替や改修を、前事業年度に引き続き進めております。

このような状況のもと、当社は積極的に営業活動を行い、採算性が高い新規事業地の獲得を進めるとともに、既存事業地については収益改善策を継続的に実施することで採算性の向上に努めました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,910,477千円（前年同期比8.8%増）、営業利益は394,253千円（前年同期比25.9%増）、経常利益は403,373千円（前年同期比27.5%増）、中間純利益は274,246千円（前年同期比30.6%増）となりました。

なお、当社は時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と管理運営に関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は2,566,284千円（前期末比485,986千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は418,177千円（前年同期は314,882千円の獲得）となりました。これは主に税引前中間純利益の計上408,545千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は67,970千円（前年同期は273,083千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出180,183千円、定期預金の預入れによる支出131,000千円、定期預金の払戻による収入330,000千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は135,780千円（前年同期は373,135千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入600,000千円、長期借入金の返済による支出368,294千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社の一部サービスでは受注残が発生するものの、受注から販売までの期間が短く、受注実績と販売実績はほぼ一致していることから、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社の事業別セグメントは、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と管理運営に関する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比増減率（%）
時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と管理運営に関する事業	2,910,477	8.8

参考までに、形態別及び営業所エリア別の内訳を示すと以下のとおりであります。

形態別	当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（%）
駐車場	2,450,147	8.9
駐輪場	437,650	10.4
その他	22,679	△20.2
合計	2,910,477	8.8

営業所エリア別	当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（%）
本社エリア	1,923,329	8.1
横浜営業所エリア	262,891	△1.8
名古屋営業所エリア	115,259	38.2
大阪営業所エリア	316,555	11.4
沖縄営業所エリア	269,762	15.8
その他	22,679	△20.2
合計	2,910,477	8.8

(注) 主に横浜営業所は神奈川県、名古屋営業所は東海・北陸地方、大阪営業所は四国・中国・近畿地方、沖縄営業所は九州地方及び沖縄県、本社はその他の地域に所在する駐車場・駐輪場の運営管理を行っております。

## 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たなリスクの発生、又は2025年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維

持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められます。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、同社は、相当の期間(特段の事情のない限り 1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中ににおいて、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

#### ＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力をを行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

#### ＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

##### (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本

号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行いう場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2025年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年12月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株あります。
計	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000	-	-

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2025年8月15日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 1 当社従業員 22
新株予約権の数(個)	1,404
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,400 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,980 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2027年7月1日 至 3035年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:1株当たり1,995 資本組入額:1株当たり997.5 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得に関する事項	(注) 6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,500円にて有償発行しております。

2. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、100株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2034年3月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所における株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記

(注) 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 (注) 3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 (注) 4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 (注) 5. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	1,334,000	-	100,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社 HARSU	東京都北区赤羽一丁目 52 番 10 号	802,000	60.12
中山直樹	埼玉県川口市	531,900	39.87
株式会社テレビ埼玉クリエイティブ	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 36 番 4 号	100	0.01
計	-	1,334,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,334,000	普通株式 13,340	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 1,334,000	-	-
総株主の議決権	-	13,340	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2025年4月～2025年9月までは、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 0.36%

売上高基準 0.09%

利益基準 △0.19%

利益剰余金基準 0.57%

## 1【中間財務諸表】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,527,302	2,811,289
売掛金	112,810	131,644
貯蔵品	20,525	21,460
前払費用	292,688	301,714
その他	106,371	121,524
貸倒引当金	△ 193	△ 27
流動資産合計	3,059,505	3,387,606
固定資産		
有形固定資産		
構築物（純額）	389,900	442,181
リース資産（純額）	248,623	323,634
その他（純額）	316,925	337,742
有形固定資産合計	955,450	1,103,559
無形固定資産	1,545	1,083
投資その他の資産		
その他	523,840	592,717
貸倒引当金	△ 709	△ 1,081
投資その他の資産合計	523,131	591,635
固定資産合計	1,480,126	1,696,278
資産合計	4,539,632	5,083,884

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	103,729	95,612
1年内返済予定の長期借入金	633,902	701,016
リース債務	77,738	93,850
未払法人税等	108,423	133,962
賞与引当金	93,000	77,400
その他	302,238	303,037
流動負債合計	1,319,031	1,404,878
固定負債		
長期借入金	1,469,555	1,634,147
リース債務	176,787	237,061
資産除去債務	208,843	216,405
その他	23,194	22,296
固定負債合計	1,878,380	2,109,910
負債合計	3,197,412	3,514,789
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,244,669	1,468,916
株主資本合計	1,344,669	1,568,916
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 2,449	△ 1,926
評価・換算差額等合計	△ 2,449	△ 1,926
新株予約権	-	2,106
純資産合計	1,342,219	1,569,095
負債純資産合計	4,539,632	5,083,884

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
売上高	2,675,671	2,910,477
売上原価	1,716,977	1,810,889
売上総利益	958,693	1,099,588
販売費及び一般管理費	※ 645,601	※ 705,334
営業利益	313,091	394,253
営業外収益		
受取保険金	13,819	14,533
受取保証料	300	8,893
その他	5,585	6,607
営業外収益合計	19,705	30,034
営業外費用		
支払利息	12,286	17,346
その他	4,230	3,568
営業外費用合計	16,516	20,915
経常利益	316,280	403,373
特別利益		
固定資産受贈益	-	16,216
特別利益合計	-	16,216
特別損失		
減損損失	10,570	11,043
特別損失合計	10,570	11,043
税引前中間純利益	305,709	408,545
法人税、住民税及び事業税	95,750	134,298
法人税等合計	95,750	134,298
中間純利益	209,959	274,246

## (3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	305,709	408,545
減価償却費	105,872	127,461
固定資産受贈益	-	△ 16,216
固定資産除却損	53,694	54,370
減損損失	10,570	11,043
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 5,000	△ 15,600
受取利息及び受取配当金	△ 210	△ 1,615
支払利息	12,286	17,346
貸倒引当金の増減額（△は減少）	940	206
売上債権の増減額（△は増加）	3,462	△ 18,833
棚卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,401	△ 3,960
前払費用の増減額（△は増加）	△ 22,451	△ 8,629
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 2,486	435
仕入債務の増減額（△は減少）	△ 28,563	△ 8,117
契約負債の増減額（△は減少）	△ 7,323	△ 15,285
未払金の増減額（△は減少）	△ 8,124	11,966
未払費用の増減額（△は減少）	△ 4,411	2,235
預り金の増減額（△は減少）	575	△ 2,687
その他	△ 172	405
<b>小計</b>	<b>411,965</b>	<b>543,069</b>
利息及び配当金の受取額	209	1,604
利息の支払額	△ 12,814	△ 17,737
法人税等の支払額	△ 84,478	△ 108,759
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>314,882</b>	<b>418,177</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△ 166,000	△ 131,000
定期預金の払戻による収入	120,000	330,000
有形固定資産の取得による支出	△ 146,322	△ 180,183
保険積立金の積立による支出	△ 72,086	△ 69,138
敷金及び保証金の差入による支出	△ 1,224	△ 18
敷金及び保証金の回収による収入	2,605	228
資産除去債務の履行による支出	△ 13,944	△ 17,272
その他	3,889	△ 586
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 273,083</b>	<b>△ 67,970</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	850,000	600,000
長期借入金の返済による支出	△ 381,946	△ 368,294
リース債務の返済による支出	△ 44,918	△ 48,031
配当金の支払額	△ 50,000	△ 50,000
新株予約権の発行による収入	-	2,106
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>373,135</b>	<b>135,780</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	414,934	485,986
現金及び現金同等物の期首残高	1,987,869	2,080,297
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,402,803	※ 2,566,284

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
給料手当	166,730千円	182,191千円
賞与引当金繰入額	71,800	70,776
貸倒引当金繰入額	940	206

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	2,673,807千円	2,811,289千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△271,004	△245,005
現金及び現金同等物	2,402,803	2,566,284

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	50,000	37.48	2024年3月31日	2024年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,000	37.48	2025年3月31日	2025年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

借入金及びリース債務は当社の事業運営において重要なものとなっており、かつ、中間貸借対照表計上額に前事業年度末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間会計期間末の貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	時間貸し駐車場・駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	2,067,017	285,431	130,654	2,483,102
その他の収益	-	-	192,568	192,568
合計	2,067,017	285,431	323,222	2,675,671

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	時間貸し駐車場・駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	2,187,753	378,940	144,620	2,711,314
その他の収益	-	-	199,163	199,163
合計	2,187,753	378,940	343,783	2,910,477

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	157円39銭	205円58銭
(算定上の基礎)		
中間純利益（千円）	209,959	274,246
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	209,959	274,246
普通株式の期中平均株式数（株）	1,334,000	1,334,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2025年8月15日開催の取締役決議による第1回新株予約権 新株予約権の数 1,404個 (普通株式 140,400株)

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

株式会社アップルパーク

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐野明彦

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 関戸祐二

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アップルパークの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アップルパークの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上